第明治三十五種郵便物認可
△
○　○
129　平成24年3月26日　月曜日　官　報　（号外第68号）（3分冊の3）

平成２４年（フ）第８８号
栃木県那須塩原市四区町739番地53、前住所埼玉県八潮市大字南川崎266番地２
債務者　小久保サヨ
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０５号
栃木県宇都宮市宝木本町1285番地15
債務者　小倉　峯男
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０６号
栃木県下野市緑４丁目７番地３　第２グリーンハイツ増渕205号
債務者　三浦　修平
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７６号
東京都八王子市別所１丁目25番地10別所第５102号
債務者　齋藤奈々子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０４号
東京都昭島市大神町４丁目11番16号サンモールカーサ202号
債務者　佐藤　麻理
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１３１号
大阪府吹田市吹東町36番１―306号
債務者　山田　美保
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１３４号
大阪府寝屋川市御幸東町２番９号
債務者　横山勝太郎
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１号
岡山市北区奉還町４丁目９番12号　鈴木建設ビル201号
債務者　久松　伸行
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１号
長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口2157番地４
債務者　山本けい子
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１号
島根県出雲市小山町283番地２　おしゃれビル202
債務者　堀内　清美
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２７号
沖縄県うるま市字田場1719番地２　２Ｆ―Ａ
債務者　豊里真紀子（旧姓知名）
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１７号
北海道帯広市西４条南18丁目12番地２　定光荘11号
債務者　佐藤　正子
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
北海道帯広市西３条南19丁目13番地２　コスモスハイツＢ―３号室
債務者　五十公野千津子（旧姓漆原）
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
北海道上川郡新得町字新得基線104番地５
債務者　奥山　宣之
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
北海道上川郡新得町字新得基線104番地５
債務者　奥山　夕子
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係